

番号	議案第6号	担当	学校教育部教職員課
議案名	松原市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について		
説明	<p>令和4年度より、松原市において共同学校事務室を新設し、各校に配属されている学校事務職員が学校事務を共同処理することで、事務の効率化や経費の削減、教職員の負担軽減を図ります。また、学校事務職員の職務規定の見直しによる職務の改正を行います。</p> <p>具体的には、共同学校事務室の項目を新設したことと学校事務職の職階に応じた職務内容を担当事務を「従事する」「処理する」「掌理する」から担当事務を「つかさどる」とするものです。</p>		
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。</p> <p>令和4年4月1日</p>		

松原市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

松原市立学校の管理運営に関する規則（昭和32年教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。<u>以下「法」という。</u>）第33条に規定する松原市立の学校の管理運営の基本的事項について定めることを目的とする。</p> <p>(教諭(指導専任))</p> <p>第3条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の講師は、学校教育法第37条第16項（同法第49条において準用する場合を含む。）に規定する講師の職務を行う。</p> <p>(主幹)</p> <p>第4条の5 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 主幹は、上司の指揮を受け、<u>担任事務をつかさどる。</u></p> <p>(主査)</p> <p>第4条の6 (略)</p> <p>2 主査は、<u>事務職員をもつて、これに充てる。</u></p> <p>3 主査は、<u>上司の指揮を受け、担任事務をつかさどる。</u></p> <p>(副主査)</p> <p>第4条の7 (略)</p> <p>2 副主査は、<u>事務職員をもつて、これに充てる。</u></p> <p>3 副主査は、<u>上司の指揮を受け、担任事務をつかさどる。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条に規定する松原市立の学校の管理運営の基本的事項について定めることを目的とする。</p> <p>(教諭(指導専任))</p> <p>第3条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の講師は、学校教育法第37条第11項（同法第49条において準用する場合を含む。）に規定する講師の職務を行う。</p> <p>(主幹)</p> <p>第4条の5 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 主幹は、上司の指揮を受け、<u>担任事務を掌理する。</u></p> <p>(主査)</p> <p>第4条の6 (略)</p> <p>2 主査は、<u>事務職員及び学校栄養職員をもつて、これに充てる。</u></p> <p>3 主査は、<u>上司の指揮を受け、担任事務を処理する。</u></p> <p>(副主査)</p> <p>第4条の7 (略)</p> <p>2 副主査は、<u>事務職員及び学校栄養職員をもつて、これに充てる。</u></p> <p>3 副主査は、<u>上司の指揮を受け、主査に準ずる担任事務を処理する。</u></p>

改正後	改正前
<p>(主事)</p> <p>第4条の8 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 主事は、上司の指揮を受け、事務をつかさどる。</p> <p><u>(共同学校事務室)</u></p> <p>第5条 教育委員会は、学校に係る事務の効率的な処理に資するため、<u>法第47条の4第1項の規定に基づき、共同学校事務室を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>共同学校事務室において処理する事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>教材、教具その他の物品の共同購入に関する事務</u></p> <p>(2) <u>教職員の給与及び旅費の支給に関する事務</u></p> <p>(3) <u>事務職員の支援及び育成に関する事務</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、前項に定める設置の目的の範囲内で教育委員会が共同処理することが適当と認める事務</u></p> <p>3 <u>教育委員会は、法第47条の4第2項に規定する所要の職員として、必要に応じて、共同学校事務室に副室長を置くことができる。</u></p> <p>4 <u>教育委員会は、必要があると認めるときは、共同処理する学校をブロックに区分することができる。</u></p> <p>5 <u>前各号に定めるもののほか、共同学校事務室の組織及び運営に関し、必要ない事項は教育委員会が別に定める。</u></p>	<p>(主事)</p> <p>第4条の8 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 主事は、上司の指揮を受け、事務に従事する。</p>